

令和5年4月24日付け目区文第181号決定

第1 区長は、施設の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

(1) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。(目黒区文化ホール条例第15条第1項第2号)

【利用条件違反の事例】

- 利用の承認を受けた施設等以外の施設等を利用した場合。
- 施設の外で付帯設備を使用した場合。
- 許可なく付帯設備を使用した場合。
- 許可なく付帯設備の設定を変更した場合。
- 会議、懇親会等の会合を目的とした施設利用を除き、酒類を提供若しくは持ち込んだ場合。(文化活動(※)を目的とした利用での酒類の提供、持ち込みは一切できません。)
※ 文化活動とは、ダンス、合唱、演奏、演劇、茶道、華道、吹奏楽、洋楽、書道、洋舞、日舞、文学、邦楽などの自発的・自主的な営みのことを指します。
- 許可なく物品の陳列、販売又は飲食物等の提供をした場合。
- 許可なく火気を使用した場合。
- 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他の利用者等に迷惑を及ぼす行為をした場合。
- 近隣施設(図書館、体育館、店舗等)や近隣住民の迷惑となる行為をした場合。
- 収容定員を超えて入場させた場合。
- 危険物又は不潔物を持ち込んだ場合。
- 所定の場所以外で飲食又は喫煙をした場合。
- 室外に、音・振動が漏れる利用をした場合。
- その他指定管理者の指示に従わない場合。

(2) 区長が特に必要があると認めるとき。(目黒区文化ホール条例第15条第1項第4号)

【事例】

- 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの。
- 飲酒等の影響で、文化活動等ができない状態にあるもの。
- 暴力行為などを行うもの。
- 指定管理者の指示に従わないもの。
- その他文化ホールの管理上支障がある行為を行うもの。

第2 区長は、施設の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。(目黒区文化ホール条例第10条第1項第1号)
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。(目黒区文化ホール条例第10条第1項第2号)
- (3) 管理上支障があるとき。(目黒区文化ホール条例第10条第1項第3号)

【事例】

- その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると判断した場合。
 - その利用が建物や付帯設備に損害を与えるおそれがあると判断した場合。
 - 文化ホールの管理運営上支障がある又はそのおそれがあると判断した場合。
 - 利用者等が反社会勢力、その他公序良俗に反する団体等の構成員、又は関係者であるとき。
 - その利用に伴う騒音等が他の利用者や近隣に迷惑をかけるおそれがあると判断した場合。
- (4) 区長が必要があると認めるとき。(目黒区文化ホール条例第10条第1項第4号)

第3 この基準は、利用予約申請団体の構成員だけでなく、施設利用者全てに適用する。

付 則

この基準は、令和5年4月27日から施行する。